

議案第93号

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

[改正理由]

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等が一部改正され、所管行政庁と登録住宅性能評価機関との間の長期優良住宅に係る審査体制の合理化が図られること等に
伴い、本市の長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料に
ついて所要の措置を講ずるため改正する。

[内 容]

- 1 登録住宅性能評価機関による審査範囲の変更等に伴う長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査手数料の引上げ（第18条関係）

登録住宅性能評価機関による長期優良住宅に係る任意の技術的審査制度が法定の長期使用構造等に関する事項の確認制度に移行し、住宅の維持保全に関する事項その他の事項は所管行政庁が審査することとなることに伴い、登録住宅性能評価機関の事前審査を受けている場合の長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査手数料を次のように引き上げることとする。

(1) 新築の場合

区 分	改 正 後	改 正 前
1戸	8,000円	6,000円
2戸～5戸	15,000円	12,000円
6戸～10戸	26,000円	21,000円
11戸～25戸 (11戸～30戸)	41,000円	31,000円
26戸～50戸 (31戸～50戸)	71,000円	58,000円
51戸～100戸	120,000円	99,000円
101戸～200戸	190,000円	160,000円
201戸～300戸	240,000円	200,000円
301戸以上	260,000円	210,000円

※区分欄の括弧内の戸数は、改正前の区分

(2) 増築又は改築の場合

区 分	改 正 後	改 正 前
1 戸	1 2, 0 0 0 円	9, 1 0 0 円
2 戸～5 戸	2 3, 0 0 0 円	1 8, 0 0 0 円
6 戸～1 0 戸	4 0, 0 0 0 円	3 2, 0 0 0 円
1 1 戸～2 5 戸 (1 1 戸～3 0 戸)	6 1, 0 0 0 円	4 6, 0 0 0 円
2 6 戸～5 0 戸 (3 1 戸～5 0 戸)	1 1 0, 0 0 0 円	8 7, 0 0 0 円
5 1 戸～1 0 0 戸	1 7 0, 0 0 0 円	1 5 0, 0 0 0 円
1 0 1 戸～2 0 0 戸	2 9 0, 0 0 0 円	2 5 0, 0 0 0 円
2 0 1 戸～3 0 0 戸	3 6 0, 0 0 0 円	3 0 0, 0 0 0 円
3 0 1 戸以上	4 0 0, 0 0 0 円	3 2 0, 0 0 0 円

※区分欄の括弧内の戸数は、改正前の区分

- 2 区分所有住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定方法の変更に伴う措置（第18条関係）

区分所有住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定について、区分所有者がそれぞれ認定を受ける仕組みから管理組合が一括して認定を受ける仕組みに変更されることに伴う所要の整備を行うこととする。

- 3 住宅性能表示制度における長期使用構造等の確認の一体申請制度の導入に伴う措置（第18条関係）

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能評価の申請に当たり、登録住宅性能評価機関に長期使用構造等の確認を一体的に求めることができる制度が導入されることに伴い、設計住宅性能評価書を添付した長期優良住宅建築等計画の認定に係る手数料を廃止することとする。

- 4 長期優良住宅に係る容積率の特例の許可に係る審査手数料の新設（第18条関係）

長期優良住宅の建築に当たり、当該住宅が一定の敷地面積を有し、市街地の環境の整備改善に資すると認められる場合に容積率を緩和する許可制度が導入されることに伴い、その許可に係る審査手数料は、1件につき16万円とすることとする。

- 5 その他

長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査手数料の区分について所要の整備を行うこととする。

[適用]

令和 4 年 2 月 2 0 日